

# クレーン(5トン未満)運転業務特別教育

## ◆松山地区の開催予定日時、会場、受付期間、定員

	実施日	時間	会場	受付期間	募集定員
1	5月29日(火)	8時30分～19時20分	ゴールドビル味酒	3月29日(木)～5月15日(火)	100名
2	9月26日(水)			7月26日(木)～9月12日(火)	
3	1月18日(金)			11月19日(月)～1月7日(月)	

- ・ゴールドビル味酒2階大ホール

住所：松山市味酒町1丁目-10-2、電話番号：089-933-3001(当日の会場連絡先)

- ・申込み状況により実施日、場所等の変更もあります。

## ◆講習科目、時間…昼食、休憩、確認試験等があり実際の講習時間は上記時間帯となります。

クレーンに関する知識	3時間
原動機及び電気に関する知識	3時間
クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	2時間
関係法令	1時間
(合計9時間)	

## ◆受講資格…当協会では学科講習のみを実施しています。

クレーンの運転(重量の確認、荷のつり上げ、定められた経路による運搬、荷の卸し)を3時間以上。クレーンの運転のための合図(合図の方法)を1時間以上の実技教育を実施している事を、講習申込書に事業者証明印で証明されている事が必要です。

## ◆受講料…消費税含む

	受講料(円)	テキスト代(円)	合計(円)
一般	9,720	1,645	11,365
会員	6,480		8,125

## ◆法律根拠

- ・労働安全衛生法第59条の規定により、つり上げ荷重5トン未満のクレーン(天井クレーン・ホイスト式天井クレーン・橋形クレーン・テルハ等)の運転業務は、特別教育を修了した者でなければ従事させることはできません。
- ・特別教育を必要とする業務

労働安全衛生規則第36条第15号

- ・移動式クレーンを除く、つり上げ荷重が5ト未満のクレーン
- ・つり上げ荷重が5ト以上の跨線テルハ

- ・クレーン等の吊り具での荷掛け・荷外し作業を行うには、別途『玉掛け作業』の資格が必要です。

クレーンとは「荷を動力を用いてつり上げ、およびこれを水平に運搬することを目的とする機械装置をいう。」と定義されており、移動式クレーンやデリック以外のものをいう。

